

「土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きに係る申請」に係る申請要領

土壤汚染対策法（以下「法」という。）では、水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設の廃止又は有害物質の使用を廃止した場合、工場・事業場の土地全体に土壤汚染の調査義務が生じ、土地所有者等は、法に定める方法で法指定調査機関に土壤汚染の調査を依頼し、廃止後120日以内に県知事等へその結果を報告しなければなりません。

ただし、土壤汚染対策法施行規則第16条第3項の要件に該当する場合は、申請及び知事の確認を受けることで、調査を猶予することができます（土壤汚染対策法第3条第1項ただし書き）。

本要領は、申請の実務上必要な事項についてとりまとめたものです。申請者にあつては、本要領に従って申請の手続きを進めてください。

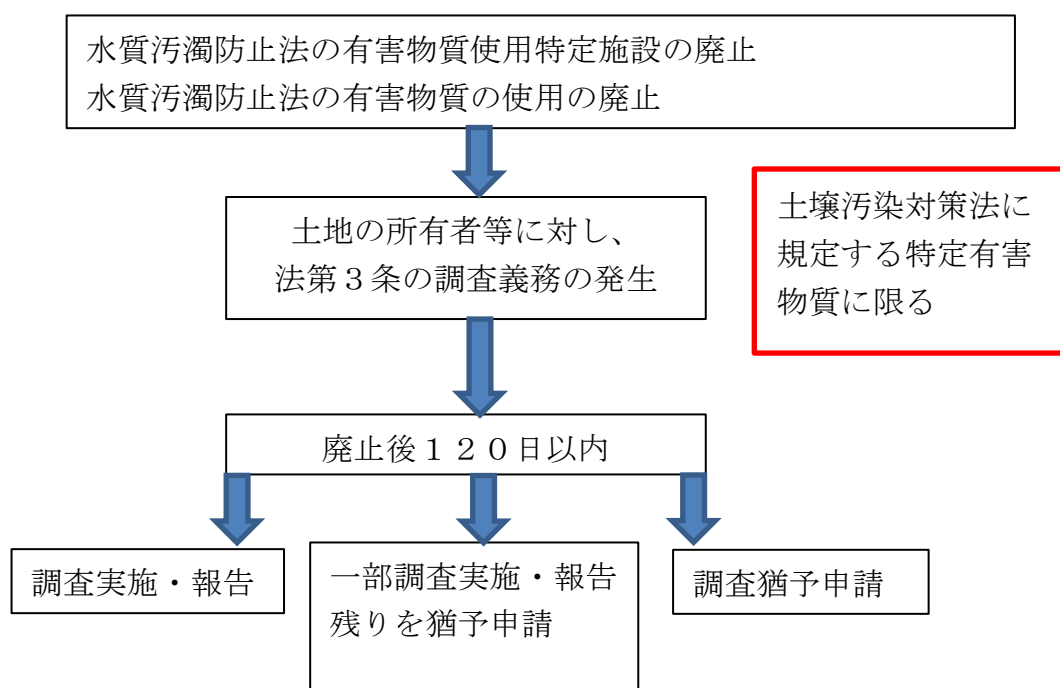


図1 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査

1 申請者について

申請者は、土壤汚染状況調査の義務を負う土地所有者等となります。

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は、土地の所有者が該当します。なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当します。

「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

まずは、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者がどなたにあるか確認することが必要です。

また、土地所有者が特定施設の設置（廃止）者と別の場合は、県環境保全課又は管轄保健所にご連絡ください。

法に基づき、県から土地所有者の方へ特定施設の廃止に係る通知を発出します。

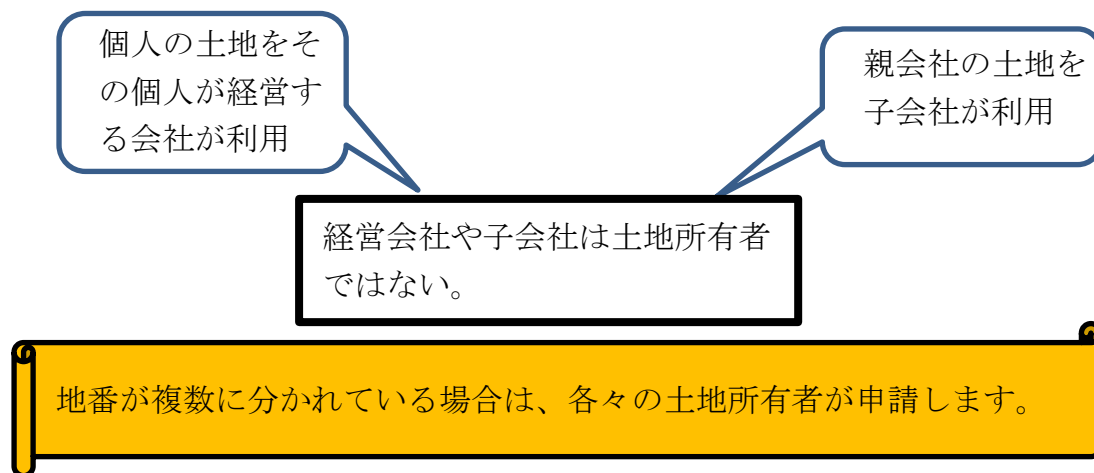


図2 土地所有者について

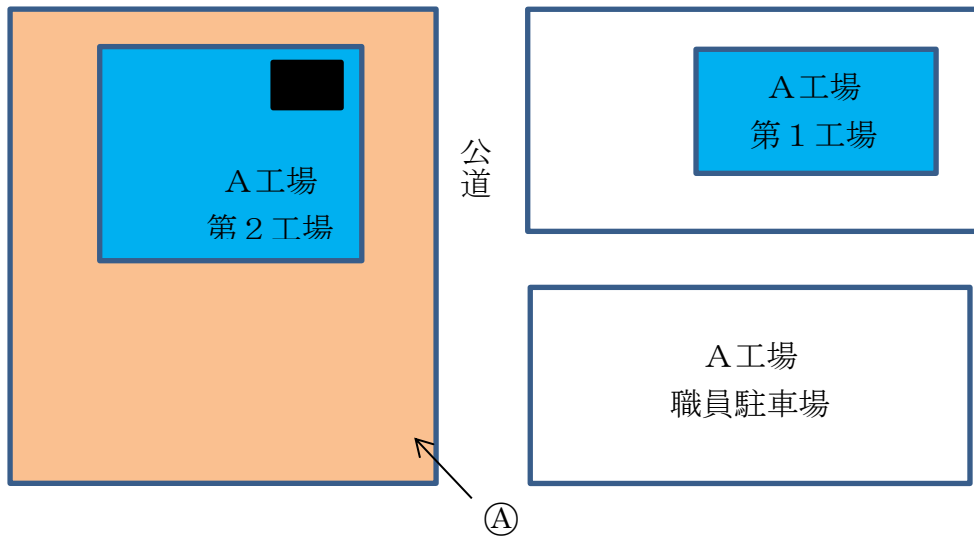
2 調査義務が生じる工場・事業場の範囲

調査義務が生じるのは、有害物質使用特定施設が設置してあった土地だけではありません。工場・事業場の敷地全体が対象となります。

なお、工場・事業場等の敷地が公道等で明確に区分され、配管等であっておらず、操業中の従業員の移動がない等、一体の生産プロセスとみなされない場合は、調査義務（猶予）の範囲から除外される場合もありますので、図面をもって御相談ください。

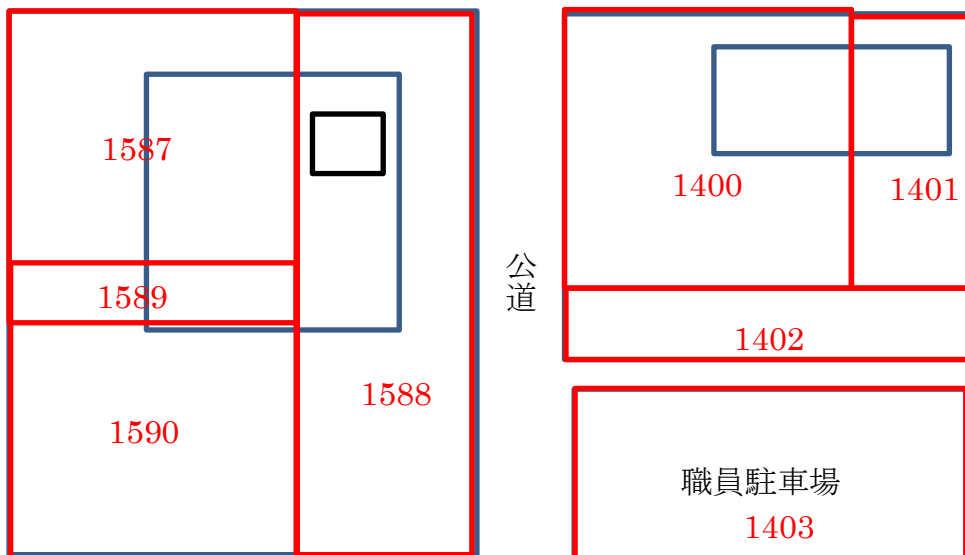
なお、対象となる土地の一部のみ調査の猶予を申請することも可能です。
その場合は、残りの土地は調査をする必要があります。

また、猶予の範囲に係る土地の地番については、必ずしも、代表地番とは
限りません。申請書には、猶予を申請する土地の地番を記載してください。



■有害物質使用特定施設 (廃止)

図3 調査義務が生じる土地①



例えば、代表地番が1400番であっても、猶予される土地は1400番とは限りません。

図4 字図の例

3 猶予の要件

有害物質使用特定施設の廃止後の土地の利用が、引き続き工場・事業場の用途に供するものであり、関係者以外立ち入りができない土地である場合など、法施行規則第16条第3項各号で定められた要件に該当すると知事が確認した場合は、土壤汚染状況調査を猶予することができます。

なお、確認のため、県が現地を調査します。

4 申請様式、申請要件

- (1) 申請者：土地所有者等
- (2) 申請様式：土壤汚染対策法施行規則第16条第1項の規定に基づく届出様式（様式第3）
- (3) 申請部数：2部
- (4) 申請時期：有害物質使用特定施設の廃止等から120日以内
※土地所有者等が有害物質使用特定施設の設置（廃止）者でない場合は、県から廃止通知を受けてから、120日以内
- (5) 申請窓口：工場・事業場の所在地を管轄する県保健所衛生環境課（熊本市区域の場合は熊本市水保全課）

5 添付資料

- (1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場であった土地の図面
- (2) ただし書き（調査猶予）を受けようとする土地を明示した図面
- (3) ただし書き（調査猶予）を受けようとする土地の登記簿謄本
※土地所有者の確認のため
- (4) 字図
※ただし書き（調査猶予）を受けようとする土地の地番がわかるもの。

申請関係のチェックリスト

申請に必要な書類	内容	☑ 欄
申請者	土地所有者等	
申請書（鑑）	様式第3	
使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場であった土地の図面	廃止した有害物質使用特定施設の位置を明示した工場・事業場の敷地全体の図面	
ただし書き（調査猶予）を受けようとする土地を明示した図面	ただし書きを受けようとする範囲を明示した図面（マーカー等で色付け） なお、猶予申請の土地が工場・敷地全体でない場合は、猶予申請以外の土地は、調査義務が生じます。	
ただし書（調査猶予）を受けようとする土地の登記簿謄本（写し可）	土地所有者（申請者）の確認に使用します。	
ただし書（調査猶予）を受けようとする土地の字図（写し可）	ただし書き（調査猶予）を受けるとする土地の地番の確認に使用します。 対象となる地番がわかる場合は、すべての地番の字図をとる必要はありません。 ※一枚の字図に複数の地番の形状がわかる場合もあります。また逆に、一つの地番を示す土地の面積が大きい場合は、複数の字図になる場合もあります。	
申請者が土地所有者でない場合、土地の掘削に係る権原を持つことを証する書類	一般的には、土地所有者に調査義務が生じます。よって、申請者は土地所有者となります。土地所有者以外での申請の場合は、占有者、管理者も考えられますが、掘削に係る権原を持つことが必要です。	

土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の書類	
確認を受けようとする土地の場所	
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

日付忘れずに

記入例

平成31年4月15日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

土地所有者

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18-1
申請者 熊本県知事 蒲島 郁夫 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 熊本工場
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	熊本市中央区水前寺六丁目18番1号、203号、204号、205号
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
施設の設置場所	別図のとおり
廃止年月日	平成30年4月1日
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の書類	ふっ素及びその化合物
確認を受けようとする土地の場所	熊本市中央区水前寺六丁目18番203号、204号、205号（別図のとおり）
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	引き続き工場用地として利用

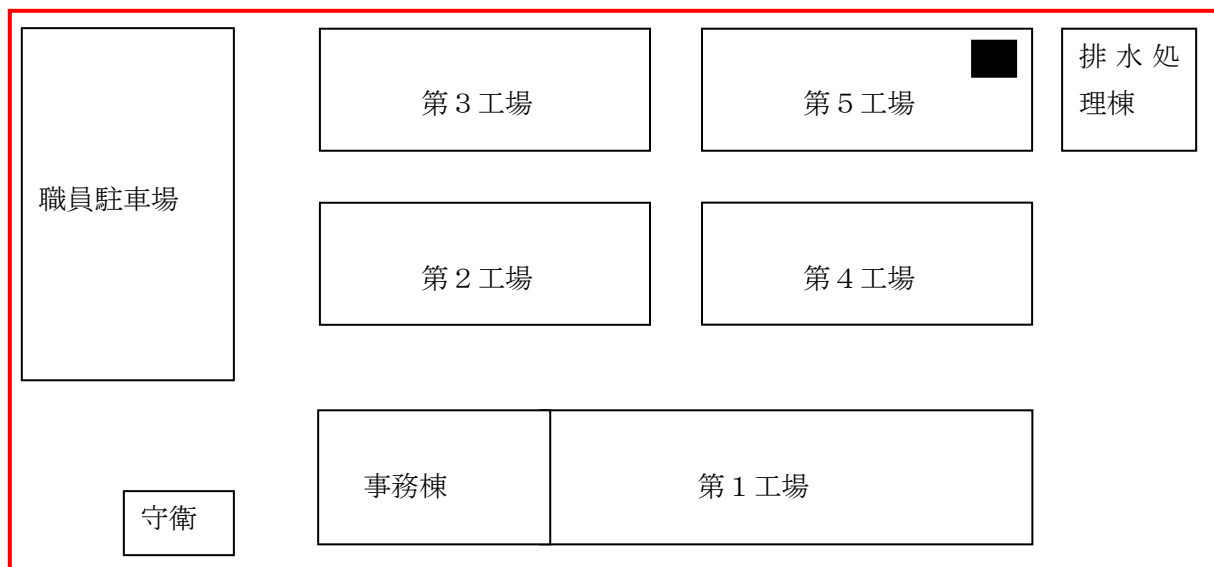
水濁法の特定施設を記入

土壤汚染対策法の特定有害物質を記入

図面も添付

(添付する図面の例)

廃止した有害物質使用特定施設の位置の例



正門

■ 廃止した有害物質使用特定施設

赤枠：猶予を申請する土地

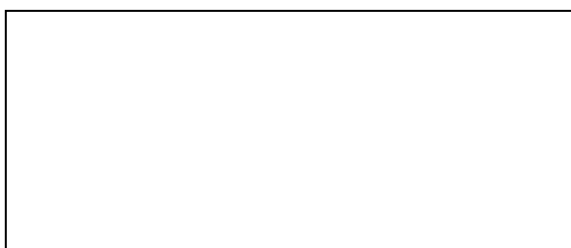
※一部の土地を猶予することも可能です。

その際は、残りの土地は、調査義務が生じたままとなります。

詳細図

第5工場 1F

第5工場 2F



廃止した特定施設 M